

【新型コロナウイルス関係】

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る川崎市介護予防・生活支援サービス事業の取扱いについては、
「新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る介護予防・生活支援サービス事業の取扱いについて（令和2年4月14日付2川健介保第243号）」等のとおりとなりますので、御確認ください。

【掲載場所】

トップページ > くらし・手続き > 福祉・介護 > 高齢者・介護保険 > 介護保険制度 > 事業者入口 > 介護予防・日常生活支援総合事業 > 説明会・通知

<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/23-1-11-3-13-1-0-0-0-0.html>

【訪問型・通所型】

問1 新型コロナウイルスの発生に伴い、川崎市介護予防・生活支援サービス事業において訪問型サービス・通所型サービスを提供する事業者が休業を行った場合の請求方法はどうなるのか。（令和2年5月14日追記）

新型コロナウイルスの発生に伴い、事業を休業（通所型の訪問・電話による安否確認を含むすべてのサービスを実施していない状況）した場合については、契約開始又は解除した場合と同様の取扱いといたします。

【通所型】

問1 通所型サービス事業所が、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した場合、川崎市介護予防・生活支援サービス事業での取扱いはどのようになるのか。

利用者等の意向を確認した上で、提供したサービスは、介護予防・サービス支援計画（以下、「計画」といいます。）に位置付けられている回数を上限として、相応の報酬の算定が可能です。（介護予防通所サービス・介護予防短時間通所サービス共に）

問2 通所型サービス事業所が、利用者等の意向を確認した上で行う電話による安否確認について、川崎市介護予防・生活支援サービス事業での取扱いはどのようになるのか。

通所介護と同様に、利用者等の意向を確認した上で、健康状態、直近の食事の内容や時間、直近の入浴の有無や時間、当日の外出の有無と外出先、希望するサービスの提供内容や頻度等について、電話により確認した場合、あらかじめ計画に位置付けた回数を上限として、相応の報酬の算定が可能です。（介護予防通所サービス・介護予防短時間通所サービス共に）

問3 通所型サービス事業所が、都道府県、保健所を設置する市又は特別区からの休業要請を受けた場合において、利用者等の意向を確認した上で、その期間に行う電話による安否確認について、あらかじめ計画に位置付けた利用日については、1日2回まで、相応の報酬を算定することが可能であるか。（令和2年5月14日削除・現時点では休業要請を行っていないため）

上記問2のとおり、川崎市介護予防・生活支援サービス事業の通所型サービスについては、サービス提供時間による報酬区分ではなく、計画に位置付けた単位数を算定することになるため、算定は1日1回までとなります。

問4 感染拡大防止の観点から、月途中で介護予防通所サービスの提供を休止した場合、介護予防通所サービス（第1号通所事業）費は、月初から休止した日の前日までの期間において、その月の計画上に位置づけられた回数に応じて算定すると解してよいか。（令和2年5月14日追加）

お見込みのとおりです。

なお、算定例については、「通所型サービス（A6：介護予防通所サービス）算定例」の13ページにあります契約解除を休止と読み替え御参照ください。

【参考】通所型サービス算定例

<http://www.city.kawasaki.jp/350/cmsfiles/contents/0000075/75277/A6-191001.pdf>

新型コロナウイルス関係

問5 感染拡大防止の観点から、介護予防通所サービスの提供時間を可能な限り短くする工夫を行った結果、サービス提供時間が3時間未満となった場合、介護予防通所サービス（第1号通所事業）費に代え、介護予防短時間通所サービス（第1号通所事業）費を算定する必要があるか。（令和2年5月14日追加）

感染拡大防止の観点から、サービス提供時間が3時間未満となった場合でも、できる限り介護予防通所サービス計画に沿ってサービス提供したときは、加算も含め介護予防通所サービス（第1号通所事業）費を算定することは可能です。

また、本市総合事業は、提供時間により報酬区分が分かれておらず、提供時間が短縮した時でも通常の報酬区分で請求することを、あらかじめ利用者へ説明し、同意を得てください。

問6 従業員の発熱等を理由に職員体制が整わないとため、受け入れる利用者数を制限することになった。その際に、利用者に対して、当日の利用を控えていただく電話でしたが、この電話は「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時の取扱いについて（厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか事務連絡）」（以下、「臨時の取扱い」という。）（第6報）問2の安否確認の電話に該当するか。（令和2年5月14日追加）

「新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る介護予防・生活支援サービス事業の取扱いについて（その2）」（令和2年4月28日付け2川健介保第303号）のとおり、電話による安否確認を行うためには、地域包括センター等を交えたサービスの必要性の判断や利用者等への事前説明及び同意の必要があります。

以上により、本件は、上記の手続きを行っていない上での電話連絡であるため、該当しません。

問7 電話による安否確認の電話とは、利用者本人や家族からかけてくる電話も含まれるのか。（令和2年5月14日追加）

電話による安否確認は、事業者側から行う場合に限るとされていませんので、利用者本人が電話をかけることを希望し、問6の回答にある要件を満たす場合は、利用者本人からかけてくる電話を含むことも可能です。

ただし、家族からかけてくる電話については、家族による安否確認ができるものと考えられますので、原則として含みません。

新型コロナウイルス関係

問8 例えは月5回（週1回）を利用する計画で、ある週に電話による安否確認を連続して5日間行った場合、その後当月内に電話等をしない場合でも算定可能か。（令和2年5月14日追加）

利用者等の意向を確認した上で、健康状態、直近の食事の内容や時間、直近の入浴の有無や時間、当日の外出の有無と外出先、希望するサービスの提供内容や頻度等について、電話により確認した場合、あらかじめ計画に位置付けた回数を上限として、相応の報酬の算定が可能です。（介護予防通所サービス・介護予防短時間通所サービス共に）

本件については、月内の計画に位置付けた回数の範囲内で、利用者の同意の上で、別日に振り替えることは可能ですが、安否確認の目的を考えると、できる限りケアプランに位置付けた時期に行う必要があることから、連続5日間に限って安否確認が必要で、その後は必要でない明確な理由が必要です。

また、月6回以上の電話による安否確認を行った場合は、事前に利用者等から同意を得た上で、5回を超えた部分について、川崎市第1号事業支給基準額に相当する額を基本として、利用者から支払いを受けることは差し支えありません。

問9 通所型サービス事業所において、他の利用者にキャンセルがあり、当日の利用人数が減少したことを受け、利用休止していた方※が本来の通所日ではない日に利用した場合は、報酬の算定は可能か。（令和2年5月14日追加）

※利用休止していた方……通所型サービス事業所が、感染防止を目的に利用を控えるよう依頼を行った上で、一時的に利用を休止していた利用者

事前に利用休止していた利用者との同意があり、当該取扱いを希望した場合については、計画に位置付けられた回数の範囲内において算定可能です。

【訪問型】

問1 感染拡大防止の観点から、介護予防訪問サービスの提供時間を可能な限り短くする工夫を行った結果、1週当たりの提供時間が計画に位置づけられた時間に達しない場合、どのように報酬算定すればよいか。
(令和2年5月14日追加)

訪問型サービスは、計画に位置付けられた標準的に想定される1週あたりのサービス提供時間に基づくこととしています。したがって、1週当たりのサービス提供時間が変わった場合でも、計画に位置付けられた1週当たりのサービス提供時間の報酬を請求することが可能です。(川崎市総合事業Q&A問5-2参照)

ただし、『その週のサービス利用実績がなかった場合』は、その週は算定することはできません。

問2 訪問型サービスについて、外出自粛要請等の影響により、実際の提供時間が60分を超えた場合、超えた時間については、自費利用として利用者に費用負担を請求することは可能か。(令和2年5月14日追加)

介護予防訪問サービスの1日の提供時間は最大60分までとしていますので、1日60分を超えてサービス提供が必要な場合は、通常と同様に自費利用になります。事前に利用者等から同意を得ているときは、60分を超えた部分について川崎市第1号事業支給基準額に相当する額を基本として、利用者から支払いを受けることは差し支えありません。

なお、本市総合事業と同等のサービスを提供する場合は、利用者間の公平等の観点から不合理な差額を設けないようにしてください。

(川崎市第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準要綱別表1注4参照)
(川崎市総合事業Q&A問5-4参照)

問3 「臨時の取扱い第4報の問7」で、訪問介護員の資格のない者であっても訪問介護員として従事できるとされているが、この取扱いは、訪問型サービスでも同様か。(令和2年5月14日追加)

通所介護事業所の休業等による利用者数の増加や従業員の発熱等により、資格を有する者が十分に確保できないときは、訪問型サービスについても「臨時の取扱い(第4報)」の問7と同様、訪問介護員の資格のない者であっても、一時的に訪問型サービスを提供することは差し支えありません。ただし、この場合、事故等に備え加入している損害賠償の要件等には留意してください。

【介護予防ケアマネジメント】

問1 「臨時の取扱い（第11報）」の問5に「事業所において、モニタリング等の必要なケアマネジメント業務を行い、給付管理票の作成など、請求にあたって必要な書類の整備を行っていれば、新型コロナウイルス感染症の影響により、実際にサービス提供が行われなかった場合であっても請求は可能である。」とされているが、何月分から請求可能か。

（令和2年5月29日追加）

居宅介護支援費において、令和2年5月提供分から請求可能とされていることから（厚生労働省に確認済）、介護予防ケアマネジメント費についても同様に令和2年5月提供分から請求を可能とします。

また、新型コロナウイルス感染症により、サービスの利用実績が存在しないが、介護予防ケアマネジメント費を算定した旨を適切に説明できるよう、個々のケアプラン等において記録で残しつつ、地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所において、それらの書類を管理しておくことが必要です。